職員の訪問による自主返納

病気等の理由により運転免許証の全部取り消しを希望される方で、次の条件に当てはまる方については、職員がご自宅等に訪問して全部取り消し申請を受理します。

○ ご本人が免許センター又は最寄り警察署に赴くことができない方で、家族等が遠隔地に居住しているなどして、代理申請の制度が利用できない方

申し込み先及び受付時間	概 要
福井県運転者教育センター	免許センター又は警察署に電話で問い 合わせください。
 ・春江 坂井市春江町針原58-10 0776-51-2820 ・丹南 越前市余田町2-1-1 0778-21-3613 ・奥越 大野市南新在家32-1-4 0779-66-7700 ・嶺南 三方上中郡若狭町倉見1-51 0770-45-2121 平日 午前10時~午後11時 午後 2時~午後 3時 住所地を管轄する警察署(分庁舎を含む) 平日 午前8時30分~午後3時 	訪問による自主返納が可能な方については、 ○ 運転免許証の内容(免許番号、氏名、住所、生年月日、有効年月日) ○ 希望する訪問日時をお聞きした上で、訪問する警察署の職員との日時調整をしたうえで、ご自宅等に訪問します。